

熊本市建設工事総合評価方式試行要領

制定 平成20年 1月17日告示第 28号

改正 平成20年 8月 8日告示第429号

平成21年 9月15日告示第564号

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本市が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、入札者の施工能力、施工計画等に対する評価（以下「技術評価」という。）と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）の試行に関して、熊本市条件付一般競争入札実施要領（平成19年告示第230号。以下「実施要領」という。）熊本市建設工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する実施要領（平成17年告示316号。以下「情報公表要領」という。）及び熊本市電子入札（建設工事・建設コンサルタント業務）運用基準（平成16年告示第567号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事及び総合評価の形式)

第2条 本要領の対象となる工事は、実施要領2(1)に規定するものとする。

2 総合評価の形式は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 簡易型（技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事で同種・類似工事の経験及び工事成績等と入札価格とを総合的に評価することが妥当と判断されるものをいう。以下同じ。）
- (2) 基本型（技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事で簡易な施工計画、同種・類似工事の経験及び工事成績等と入札価格とを総合的に評価することが妥当と判断されるものをいう。以下同じ。）

3 入札参加者の企業及び配置予定技術者の施工実績等（以下「施工実績等」という。）により技術評価を行うものは簡易型で実施し、入札参加者の施工計画及び施工実績等により技術評価を行うものは基本型で実施するものとする。

(総合評価審査会等)

第3条 総合評価方式による入札に関し、次に定める事項を審査するため、総合評価審査会（以下「審査会」という。）を置くものとする。

2 次に掲げる事項については、審査会において審査を行うものとする。

- (1) 落札者決定基準の設定
- (2) 技術評価の決定（施工計画に係るものに限る。）

3 審査会は、簡易型により入札を行う場合にあっては、前項第1号の審査について、あらかじめ一括して行うことができるものとする。

4 審査会の委員は、熊本市工事等競争入札参加者選定等審査会に関する訓令（昭和41年訓令第5号。以下「審査会訓令」という。）第1条に規定する熊本市工事等競争入札参加者選定等審査会の委員をもって充てるものとする。

5 審査会の組織、会議及び庶務については、審査会訓令第3条から第5条の規定を準用するも

のとする。

- 6 審査会に、施工計画に係る審査を補助させるため、作業部会を置くものとする。
- 7 作業部会は、工事担当課、技術管理課及び契約検査室の各課長（契約検査室にあっては、室長）が指定する各所属内の職員1名ずつをもって構成するものとする。
- 8 作業部会は、技術評価のために必要と認める場合は、入札参加者のヒアリング等を行うことができるものとする。
- 9 作業部会の庶務は、契約検査室が所管するものとする。

（学識経験者の意見聴取）

第4条 前条第2項第1号の審査を行うに当たっては、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならないものとし、簡易型により入札を行う場合にあっては、あらかじめ一括して意見を聴くことができるものとする。

- 2 前項の規定による意見の聴取においては、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴くものとする。

- 3 前2項の意見聴取は、契約検査室が行うものとする。

（総合評価の方法）

第5条 総合評価は、標準点に技術評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた評価値をもって行うものとする。

$$\text{技術評価点} = \text{標準点} + \text{加算点}$$

$$\text{評価値} = (\text{技術評価点} / \text{入札価格})$$

- 2 標準点は、75点とし、加算点は基本型にあっては40点、簡易型にあっては25点を基準とするものとする。

（技術評価の基準）

第6条 技術評価の基準は、次の各号に従い定めることとする。

- (1) 評価項目は、総合評価方式の形式及び工事の目的・内容により必要となる技術的要件等に応じ設定するものとする。
- (2) 各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

（入札公告等に示す事項）

第7条 総合評価方式により入札を行う場合においては、公告で次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 総合評価方式による入札であること。
- (2) 技術資料（第8条第2項に規定する技術資料をいう。以下同じ。）の提出の期間、場所及び方法
- (3) 評価の方法、技術評価の基準及び落札者の決定方法
- (4) 技術評価の評価項目及び配点に関する事項
- (5) 総合評価に関する審査結果の公表に関する事項
- (6) 落札者として決定されなかった者に対する理由の説明に関する事項

- 2 前項に掲げるもののほか、公告において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。
 - (1) 提出期限までに技術資料(第8条第5項の規定により配置予定技術者を変更する場合の技術資料を含む。)の全部又は一部が到達しなかった場合、加算点から施工計画に係る得点を控除した点数が0点に満たない場合及び基本型にあっては施工計画に関する部分が未記入の場合は、競争入札参加資格がないものとし、当該入札を無効とすること。
 - (2) 技術資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とすること。
 - (3) 提出された技術資料は、返却しないこと。
 - (4) 提出された技術資料は、技術評価以外に提出者に無断で使用しないこと。
- 3 総合評価方式で行う場合の公告及び入札説明書は、別添1(標準入札公告例)及び別添2(標準入札説明書例)によるものとする。

(技術資料等の提出)

第8条 技術評価を行うため、実施要領5(1)キに規定する申請書等(以下「申請書等」という。)を提出する際に、併せて技術資料を提出させるものとする。

- 2 前項に規定する技術資料は次のとおりとする。
 - (1) 施工計画(基本型に限る。)
 - (2) 企業の評価に関する書類及び添付資料
 - (3) 配置予定技術者の評価に関する書類及び添付資料
 - (4) 施工実績等得点申告書(施工実績等に係る得点を申告したものをいう。)
- 3 提出期限までに技術資料(第5項の規定により配置予定技術者を変更する場合の技術資料を含む。)の全部又は一部が到達しなかった場合、加算点から施工計画に係る得点を控除した点数が0点に満たない場合及び基本型にあっては施工計画に関する部分が未記入の場合は、競争入札参加資格がないものとし、当該入札を無効とするものとする。
- 4 提出期限後における技術資料の追加、差し替え及び再提出は認めないものとする。
- 5 実施要領3(1)に規定する入札後審査方式(以下「入札後審査方式」という。)により入札手続を行う場合において、実施要領5(2)オの規定に基づき、配置予定技術者を変更する場合、申請書等と併せて、変更後の技術資料(第2項第3号及び第4号に限る。)を提出させるものとする。

(落札者の決定)

第9条 評価値は、入札参加者の提出した技術資料(前条第5項の規定により配置予定技術者が変更された場合は、同項の規定により提出された変更後の技術資料とする。)に基づき算出するものとする。この場合において、施工実績等の評価については、施工実績等得点申告書の合計欄に記載された得点をもって行うものとする。

- 2 前項の規定により算出された評価値(以下「当初評価値」という。)が最も高い者(評価値の最も高い者が2人以上ある場合にあっては技術評価点の最も高い者)について、第8条第2項第2号及び第3号に基づき、施工実績等の再評価を行うものとする。
- 3 前項の規定による再評価後の評価値が当初評価値以上の場合は当初評価値を、再評価後の評価値が当初評価値未満の場合は再評価後の評価値を当該入札参加者の評価値として確定するものとする。
- 4 入札参加者の評価値(再評価を行った者については、前項の規定により確定した評価値。以

下「確定評価値」という。)のうち最も高い評価値(最も高い評価値が複数ある場合にあっては、技術評価点の最も高い評価値)が確定評価値となるまで、順次再評価を行うものとする。

5 前各項の規定により、評価値が最も高いと認められた者を最高評価値入札者とし、落札決定については、次によるものとする。

(1) 実施要領3(1)に規定する入札前審査方式により入札手続を行う場合は、最高評価値入札者を落札者として決定するものとする。

(2) 入札後審査方式により入札手続を行う場合は、最高評価値入札者を落札候補者とし、実施要領13(2)から(5)までの規定を適用するものとする。この場合において、実施要領13(3)中、「次に低い価格を提示した者」とあるのは、「新たに最高評価値入札者となった者」と読み替えるものとする。

6 前項の規定により落札者となるべき者が2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定するものとする。

7 落札者決定後、入札結果及び技術評価の決定内容について、審査会に報告するものとする。
(低入札価格調査)

第10条 前条の規定により落札者を決定する場合は、最高評価値入札者について競争入札参加資格の確認を行い、令第167条の10の2第2項を適用するものとするものとする。

2 前項の場合においては、熊本市建設工事低入札価格調査実施要領(平成10年告示第113号。以下「低入要領」という。)を準用する。この場合において、別表の左欄に掲げる低入要領の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(審査結果の公表)

第11条 この要領に基づく入札に関する情報の公表の方法及び期間については、次項の定めによるほか情報公表要領の例によるものとする。

2 次に掲げる事項については、落札者決定後公表するものとする。この場合における(6)に掲げる事項の公表は別添3の様式により行うものとする。

(1) 競争参加資格確認申請書を提出した者の商号又は名称

(2) 競争参加資格の有無に関する審査結果

(3) 競争参加資格がないとした者については、その理由

(4) 入札者の商号又は名称

(5) 入札金額

(6) 技術評価点及び評価値

(落札者として決定されなかった者に対する理由の説明)

第12条 入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して5日(熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32号)第1条に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を含まない。)以内に、市長に対して、書面により落札者として決定されなかった理由についての説明を求められることができるものとする。

2 市長は、前項の理由の説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して7日(市の休日を含まない。)以内に書面により回答するものとする。

(価格以外の評価内容の確保)

第 1 3 条 市長は、基本型にあつては、適正と認めた施工計画の内容を契約書に記載し、その履行の確保に努めるものとする。

2 受注者が施工計画の内容のとおり施工できなかった場合は、工事成績評定の減点対象とするものとする。

3 設計図書で施工方法を指定しない部分の工事に関して、発注者が施工計画を適正と認めた場合においても、受注者は、その部分の工事に関する責任を負うものとする。

4 市長は、技術資料に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該入札を無効とし、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱(平成7年告示第108号)に基づく指名停止その他の措置を行うことができるものとする。

(秘密の保持)

第 1 4 条 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札者から提出された資料等は原則として公表しないものとする。

(雑則)

第 1 5 条 本要領に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じて市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

附 則(平成20年8月8日告示第429号)

この要領は、告示の日から施行し、この要領による改正後の熊本市建設工事総合評価方式試行要領の規定は、同日以後に入札の公告を行う契約から適用する。

附 則(平成21年9月15日告示第564号)

この要領は、告示の日から施行し、この要領による改正後の熊本市建設工事総合評価方式試行要領の規定は、同日以後に公告をするものについて適用する。

別表（第10条関係）

第1条	第167条の10第1項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）	第167条の10の2第2項
	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）	熊本市建設工事総合評価方式試行要領（平成20年告示第28号。以下「総合評価要領」という。）第9条第5項に規定する最高評価値入札者（以下「最高評価値入札者」という。）
第2条	設計金額が26億3千万円以上のもの	設計金額が26億3千万円以上のもの及び総合評価要領の対象となるもの
第5条	指名競争入札にあつては指名通知書において次の各号に掲げる事項を明記し、	次の各号に掲げる事項を明記し、
第5条第1号	第167条の10第1項	第167条の10の2第2項
第5条第3号	最低価格入札者	最高評価値入札者
第6条	調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、	最高評価値入札者が調査基準価格を下回った入札を行っていた場合は、
	第167条の10第1項	第167条の10の2第2項
第7条	調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、	最高評価値入札者が調査基準価格を下回った入札を行っていた場合は、
	施行令第167条の9（施行令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）	総合評価要領第9条第6項
第8条第1項	調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、	最高評価値入札者が調査基準価格を下回った入札を行っていた場合は、
第9条第1項	最低価格入札者	最高評価値入札者
第11条第1項	施行令第167条の9	総合評価要領第9条第6項
第11条第2項	予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者	新たに最高評価値入札者となった者
	最低価格入札者	最高評価値入札者